

# 香美町子どもの読書活動推進計画



平成 27 年 1 月

香美町教育委員会



### ～本からもらう心の栄養～

子どもが手にした一冊の本。その中にはやさしい言葉やあたたかい愛情がたくさん込められています。子どもは家族に本を読んでもらったり、大人と一緒に絵本を見るのが大好きです。一日 10 分間でも本を介して子どもとふれあい、家族みんなで読書を楽しむ時間を積極的につくりましょう。

ひとりでも多く本好きな子どもが育つよう、私たち大人が手本になって子どもや家族をまきこみ、町じゅうみんなで一緒に読書を楽しみましょう。

#### 《構成》

##### 第 1 章 子どもの読書活動推進計画の趣旨及び基本方針について

1. 策定の経過
2. 計画の趣旨
3. 基本方針
4. 基本的な 4 つの取組
5. 施策の体系表

##### 第 2 章 子どもの読書活動の推進に向けて

1. 家庭
2. 地域
3. 学校
4. 教育委員会・公民館

#### <資料>

- ・子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）

## 第1章 子どもの読書活動推進計画の趣旨及び基本方針について

### 1. 策定の経過

国では平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（「第1次基本計画」）が定められました。

この基本計画は、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とし、概ね5年間にわたる計画で、国の施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにしています。その後、「第1次基本計画」策定後の社会情勢や子どもの読書環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、平成20年3月には、「第2次基本計画」、そして平成25年5月には、「第3次基本計画」が定められています。

兵庫県教育委員会では「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づき、平成16年3月に「ひょうご子どもの読書活動推進計画」が策定されました。

さらに策定から5年が経過し、これまでの取組の成果や課題を踏まえた改定作業を行い、平成21年度から26年度までの5年間の計画として、第2次となる「ひょうご子どもの読書活動推進計画」を定めています。

香美町教育委員会ではこれらを踏まえ、教育振興に関する中期的な総合計画として策定した『香美町教育振興基本計画』（平成24年度から平成33年度までの10年間）との整合性を図りながら、親子で読書に親しむことにより子どもたちが豊かな心をはぐくむとともに、生涯にわたって自ら学ぶ力を養うことができるよう、子どもの読書活動の推進に関する施策をまとめ、平成26年度に「香美町子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

計画の対象は、おおむね18歳以下のすべての子どもと、子どもの読書活動の推進に関わる保護者、ボランティア、行政関係者等です。計画の期間は、平成26年度から平成31年度までの5年間とします。なお、計画期間中においても必要に応じ、見直しを行うものとします。また、当該年度の具体的な取組内容については、「香美町教育の重点」に示されています。

香美町教育委員会が中心になってすすめる3つの町民運動（読書・あいさつ・体力づくり）と合わせて、家庭、地域、学校等が連携、協力し、「香美町子どもの読書活動推進計画」をもとに、さらなる取り組みを進めます。

## 2. 計画の趣旨

現代は、テレビ、ゲーム、インターネット、携帯電話などの情報メディアの急速な発展により子どもたちの生活環境は大きく変化し、情報が氾濫する中で、活字離れ、読書離れが急速に進み、読解力や表現力等国語力の低下をはじめ、短絡的な行動を起こす等、豊かな心の欠如が大きな社会問題となっています。

子どもにとって「読書」は、基礎学力の向上につながるだけでなく、感性を磨き、表現力や創造力を高めるうえで不可欠であるとともに、さまざまな本との出会いをとおして、人生をよりよく生きるための力を養っていきます。

とりわけ乳幼児期から読書に親しむような環境の中で育った子どもは、生涯にわたって自ら学ぶ読書習慣を身につけることができます。一度身につけた読書習慣は大人になってからもあらゆる場面で役立ち、主体的に判断して課題を解決するための資質や能力となります。

そして、自分が生まれ育ったふるさとを誇りに思えるような人として成長できるよう、家庭、地域、学校、教育委員会が一体となって読書に親しむことができる環境づくりを進め、子どもの読書活動を推進します。

子どもが手にした一冊の本。その本から、新しい発見や感動をし、夢、希望、志をもち、チャレンジする勇気を持つ。自分が生まれ育ったふるさと香美町の先人や伝統、先人の知恵や工夫から知識を学び、創造し、未来へつなげる。



### 3. 基本方針

“乳幼児期から本に親しむ、出会い・環境・習慣づくり”

《本をもっと好きになる3つのキーワード》

- ① いろいろな本を手にする＝「出会いづくり」
  - ・身近な大人が良い本を選んで子どもに手渡す。
- ② 行ってみたくなる図書室＝「環境づくり」
  - ・「あそこに行けば何かあるぞ、今月は何かが違うぞ」と思わせる“仕掛け”を工夫する。
- ③ 自分からすすんで本を読む＝「習慣づくり」
  - ・子どもがたくさんの本とふれあう機会をつくる。

乳幼児から本に親しむよう読み聞かせを積極的に取り組む等、子どもの発達段階に応じて子ども自身が読書の楽しさを知る「出会いづくり」、子どもが読書活動に関心を高めるような本を身近な場所に整える「環境づくり」、「習慣づくり」に家庭、地域、学校、教育委員会が連携を強化します。

### 4. 基本的な4つの取組

- (1) 読書が楽しいとみんなが実感できる「家庭」
- (2) 大人が手本になって子どもへ読書の面白さを伝える「地域」
- (3) 自然に本に手を伸ばす子どもを育てる「学校」
- (4) 家庭、地域、学校と良書を結ぶ「教育委員会」「公民館」

#### (1) 読書が楽しいとみんなが実感できる「家庭」

親や家族がすすんで本を読む姿を子どもに見せるとともに、同じ本を子どもと一緒に読み感想を話し合うなど、大人が子どもをまきこんで読書に親しむ家庭づくりに取り組みます。

#### (2) 大人が手本になって子どもへ読書の面白さを伝える「地域」

子どもの読書活動の推進には、子どもと本を結ぶ読書ボランティアの存在が重要な役割を果たしています。子どもたちが「本を読むのは面白い」と心から思えるような魅力的なしかけを、大人からはたらきかけます。

### (3) 自然に本に手を伸ばす子どもを育てる「学校」

学年が上がるにつれて、興味の対象が広がり子どもたちは読書をするこ  
とから遠のいていくようです。子どもたちの「読みたい」「調べたい」と  
いう欲求に応えられるような学校図書室を目指して、充実させていきます。

### (4) 家庭、地域、学校と良書を結ぶ「教育委員会」「公民館」

子どもたちがすすんで読書ができるよう、公民館図書室の蔵書の充実を  
はじめ、移動図書館車を計画的に巡回させる等、質の高いサービスの向上  
を図ります。



## 5. 施策の体系表



## 第2章 子どもの読書活動の推進に向けて

### 1. 家庭

#### 【家庭の役割】

家庭での読書があたりまえの習慣になるよう、親や家族が手本となって自ら読書を楽しむ姿を子どもに見せるのが効果的です。

また、子どもが興味を持ち、関心を示すような本を手にとれる所に置く等、読書に親しむ環境をつくることも大切です。

#### 【現状と課題】

- 書店が少ない（購入しようと思ってもすぐには手に入らない）
- 身近な所に公共図書館がないため、読書意欲があがりにくい
- オンライン書店での本の購入が手軽で良いが、子どもだけでは利用できない
- 親は、子どもの習い事等で忙しく読書を楽しむ時間のゆとりがない

#### 【目標】

- 家読（うちどく）のすすめ、家族みんなで読書！

#### 【目標達成のための具体的な実践項目】

- 「家読（うちどく）」の推進
- 就寝前に子どもへ本の読み聞かせ
- 一日10分間読書
- カバンの中にいつも一冊の本
- 買物時の書店への立ち寄り
- 公民館図書室の積極的な利用
- 移動図書館の積極的な利用 等



※「家読（うちどく）」とは＝家族ぐるみで本を読むこと

「家読」は「朝の読書」の家庭版として、読書を通して家族のコミュニケーションを深めることを目的とした新しい読書運動です。家族みんなで同じ本を読み、読んだ本について語り合う、これが「家読」の基本です。子どもさんたちの意見を中心に、それぞれ家庭の事情にあったルールを決めて、週一回、あるいは月一回、家族みんなで本について語らい、親子の思いを交流することで、家族の絆がさらに深まります。



## 2. 地域

### 【地域(読書ボランティア)の役割】

地域の読書ボランティアは子どもと本をつなぎ、読書の面白さを伝える大切な役割を持った人たちです。魅力的な本をもっと子どもたちに伝えたいという思いを持った読書ボランティアの自主性や意欲を尊重しながら、グループ同士の交流や研さんを行うことが必要です。

### 【現状と課題】

- ・全ての小学校区に読書ボランティアがおり、学校での朝読書等で読み聞かせを行っている。
- ・子育て・子育て支援センターで親子を対象におはなし会を開催している。
- ・読書ボランティアの読み聞かせ技術の向上が必要
- ・ボランティアグループ同士の交流、情報交換等がない。

### 【目標】

- 大人が夢中になる読書！

### 【目標達成のための具体的な実践項目】

#### 地域の取組

- ・昼休み読書
- ・待ち時間読書
- ・スキルアップ読書
- ・いきいきサロンで読書会 等

#### 読書ボランティアの取組

- ・学校や幼稚園、保育所、認定こども園、子育て・子育て支援センター等での読み聞かせ会
- ・紙芝居、人形劇等の取組
- ・読み聞かせボランティアの研修会、情報交換会の開催 等



### 3. 学校

#### 【学校の役割】

調べ学習を通して本を上手に活用し学力をつけること。好きな本を自ら選び、おはなしの世界を楽しむこと。このふたつの方向からのアプローチに応えられるような学校図書室（図書コーナー）の充実が大切です。

#### 【現状と課題】

- ほとんどの小・中学校で「朝読書」が行われている。
- 各学年で児童、生徒の読書の足跡を残す「読書記録簿（カード）」等を作っている。
- 親子読書や読み聞かせ会等、各学校園でさまざまな取組がされている。
- 本好きな子どもが育っている一方、図書室には古い児童書が多い。
- 調べ学習に活用できるような最新の情報を網羅した事典などが少ない。

#### 【目標】

- 本好きな子どもの育成！

#### 【目標達成のための具体的な実践項目】

- 朝読書等の積極的な取組
- 移動図書館車の受け入れ
- 団体貸出し本の活用
- 校内での読み聞かせ会等の実施
- 読書ボランティアの積極的な活用
- 利用しやすい快適な読書環境づくり 等



## 4. 教育委員会・公民館

### 【教育委員会・公民館の役割】

平成 26 年度全国学力・学習状況調査で、香美町内の児童・生徒の質問紙から見えた課題点として、小・中学生とも読書を含む家庭学習の時間がやや少ない傾向がありました。

また、平成 25 年度に行った町内の公立学校園の保護者および地域住民を対象にした「香美町教育環境についてのアンケート」で、3つの町民運動の取組状況についてたずねたところ、保護者、町民ともに読書に関する項目について回答が少なく、読書運動への自発的な取り組みが少ないことがわかりました。

これを受けて、子どもたちが本のすばらしさを理解し、「本をもっと読もう」という気持ちが育つよう、教育委員会や公民館が主体となり、家庭、地域、学校へのはたらきかけ等を積極的に行い、さらなる読書活動の推進を図っていきます。

具体的には、香住区中央公民館図書室を中核に図書環境を充実し、地域の情報拠点となる図書室を目指します。地区公民館の図書コーナーは、新刊・話題の本コーナーを設ける等、気軽に立ち寄れる、それぞれの地域のニーズに対応した図書環境づくりを進めます。

また、公民館の図書を充実させることにより、親子でいつでも手軽に本が楽しめるようにするとともに、小・中学校をはじめ保育所や幼稚園、認定こども園、子育て・子育て支援センター、児童館等と連携、協力して乳幼児期から読書に親しむことのできる環境づくりを進めます。

さらに各中央公民館は、子どもの読書活動の推進に関する各種情報を収集・提供する等、情報発信に努めます。そして各地区公民館は、中央公民館と密接な連携をとりながら地域住民が集う拠点を目指し、読書活動を進めます。

### 【現状と課題】

- ・中央公民館 2カ所、地区公民館 9カ所、まほろば（子ども読書広場）にそれぞれ図書室や図書コーナーがあり、すべての町民が利用できるが、貸出数が伸びていない。
- ・移動図書館車が 2台あり、村岡区、小代区を毎月巡回しているほか、計画的に学校や子育て・子育て支援センターにも巡回しているが、貸出数が伸びていない。
- ・読書ボランティアによるおはなし会などを公民館で開催している。
- ・図書検索システムを町ホームページで試験運用し、図書室の利用推進を図

っている。

- ・乳幼児健診の待ち時間等でブックリストの配布や絵本の読み聞かせを行っている。
- ・放課後児童クラブや放課後子ども教室で絵本の読み聞かせ等の読書タイムをとり入れている。

## 【目標】

- 「町じゅう図書館」の推進！

## 【目標達成のための具体的な実践項目】

### 家庭へのはたらきかけ

- ・乳幼児期からの積極的な読み聞かせの働きかけ
- ・家庭での読み聞かせの普及啓発
- ・テレビ、ゲーム等のルールづくりと読書運動の啓発
- ・リクエスト本のスピーディーな購入
- ・積極的な読書活動等に対する表彰
- ・移動図書館車の巡回場所の拡充
- ・公民館に地域住民が気軽に集い、読書が楽しめる『カフェ』のような空間づくり
- ・中央公民館図書室の読書環境の整備と図書資料の充実
- ・地区公民館図書コーナーの充実

### 地域（読書ボランティア）へのはたらきかけ

- ・おすすめ本の紹介（図書だより、ホームページなどで）
- ・事業所等へ図書の団体貸出し
- ・読書ボランティアの育成と連携、活躍の場の提供
- ・読み聞かせ講演会、読書ボランティアの交流会等開催

### 学校へのはたらきかけ

- ・学校への移動図書館車の巡回
- ・本わか文庫、本のリクエスト事業の充実 等



## <資料>

### 子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

#### （目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### （基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### （国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### （保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### （関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### （子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

#### **(都道府県子ども読書活動推進計画等)**

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

#### **(子ども読書の日)**

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

#### **(財政上の措置等)**

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### **附 則**

この法律は、公布の日から施行する。